

総務委員会委員長報告書

平成31年3月15日

総務委員会に付託されました議案5件、陳情1件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第5号「国に対し消費増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書」について申し上げます。

本陳情は、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を国に提出することを求めるものです。

初めに当局より、消費税の増税については、社会保障と税の一体改革において社会保障制度を持続可能な制度として維持していくために、国と地方が安定した財源を確保することを目的として国が決定し法律で定めたものであり、地方自治体としては意見を申し述べる立場にないと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

わが党は、消費税10パーセント増税実施には4つの大問題があり中止を求めている。第1は、深刻な消費不況のもとで増税を強行しているのかという問題。第2は、増税延期を決めた2年半前に比べても、日本経済は悪化し、世界経済のリスクも高まっているという点。第3は、毎月勤労統計の不正によって、今年の賃金の伸び率が実態よりもかさ上げされていたことが明らかになった。第4は、消費税増税に対する景気対策が異常で、奇々怪々なものとなっていることへの批判が広がっている。また、インボイス制度の創設により、一人親方、農家及び個人事業者など500万の免税業者が、免税業者のまま取引先を失うか、課税業者となるかが迫られる。

小規模零細業者にとってインボイスの事務負担は重い上に、わずかな売り上げからも消費税を負担することになり廃業につながりかねないとする。

がありました。

採決の結果、1対4をもって不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第2号「平成30年度流山市一般会計補正予算第4号」

について申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金の交付決定額の変更に伴い事業費の補正を行うとともに、国の補正予算第2号に基づき、新たに経費を計上するほか、決算的見地による補正等を行うものです。また、これらに関連して、継続費、繰越明許費、債務負担行為 及び 地方債の変更を行い、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ2億4,320万2千円を追加することで、予算総額を589億9,895万円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

今回の補正予算は、廃棄物処理施設整備等基金積立など、次期総合計画の事業をにらんだ各種基金の積立、また、昭和37年から昭和55年生まれの男性に対する風疹抗体検査費用など評価すべき項目もあるが、本年10月から実施予定の消費税10パーセント増税に伴うプレミアム付商品券事業業務委託料が含まれている。

わが党は、消費税10パーセント増税は低所得者に負担の重い制度であり、家計消費や賃金、年金などが減少し、深刻な消費不況に陥っている今は、やるべきではないと中止を求めている。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

主に国・県支出金の変更に伴う補正や、平成30年度国の補正予算第2号に関連する補正として確認した。特別支援学級整備事業については、子ども達が適切な環境で学べるよう遅延しないこと、また、つばさ学園の職員確保については、先を見通した実効性のある方策を検討することを要望する。

3 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

今回の補正予算は、概ね適正と判断するが、新設小学校の用地取得については、地域住民の方たちの声をしっかりと聞きながら工事を進めていただく必要を強く感じ、そこを指摘する。

がありました。

採決の結果、4対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築基準法の一部を改正する法律による建築基準法の一部

改正に伴い、建築物に関する認定及び許可の審査手数料を定めるとともに、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号「流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市子ども・子育て会議の委員に小規模保育連絡協議会を代表する者1名を加えるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

流山市では、人口増加が著しい低年齢児において、「待機児童の解消」及び「保育サービスの拡大」を目指し、小規模保育事業所A型の事業者を募集し拡大していると認識している。保育政策として市がしっかり位置づけを行い、事業者からの提案を受け、課題を先読みして対応しようとする姿勢の現われを評価する。また、協議会に入っていない事業者にも加入を勧めるということと、これを機に、子ども子育て会議の更なる活性化を願う。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。本案は、観光施策において外国人の視点を取り入れるために任用する、国際交流員の報酬額を定めるものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

昨年12月定例会の補正予算の中でも、流山おおたかの森駅前観光情報センターの業務委託の債務負担行為について、1400万円は小児救急医療への負担金とほぼ同額の金額であると問題を指摘した。

今回は、観光情報センターの業務委託とは別に、外国人観光客誘致のために国際交流員を採用するという内容である。市民意識調査において、今後の重要度はどうかという調査項目に対して最も低く、市民要求の位置づけからも、観光振興に非常に前のめりになっていると考える。保健師の数を増やしてほしいとの話しも聞くし、保育園の申し

込み時の対応など、各部門で非常に職員が足りないという声も聞こえてくる。特に今は、児童虐待の問題に十分な対応ができているのかということも問われている。

今求められている市役所の仕事と、国際交流員をインバウンドのために採用するというのは、かけ離れていると考える。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

インバウンド対策について、外国人当事者の視点を取り入れることは効果的であると考えます。コト消費が注目される中で、流山市における観光資源を確実に開発できるように成果目標を詳細に設定し、確実に業務が遂行されて、最大限の効果をあげられるよう要望する。

3 3点要望し、賛成の立場で討論する。

国際交流員の採用は、新たな目線での観光資源の開発にもなり、市民にとってもとても有意義な取り組みである。ただし、説明を受けなければ国から報酬が100%出ていることが分からず、現在、国際交流をボランティアで担っている方々の理解を得られなければならないため、国際交流協会と連携を取ること。また、椅子に座っているだけでなく、観光案内をするということが考えられるのであれば、月曜日から金曜日、午前9時から午後5時までの勤務では賄いきれない状況も出てくると思うので、採用してから柔軟な対応をすること。さらに、観光地に行きやすい交通も併せて進めることを要望する。

がありました。

採決の結果、4対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第5号「財産の取得について 新設小学校用地等」について申し上げます。

本案は、大畔地区に新設する小学校の用地等を購入する内容です。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。